

【最終】

日本共産党県会議員団の金田もとるです。会派を代表して議第 205 号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に反対の立場で討論を行います。

今次「改正」条例案で、「勤務一時間当たりの給与額単価に係る改正」について、算出の基礎に「寒冷地手当」を追加されるとしたことは評価できます。しかしながら、職員給与と民間給与との比較から、職員の「期末手当」が民間の年間支給割合を 0.13 ヶ月上回っていると人事委員会の勧告に基づき 0.15 ヶ月引き下げ、年間 4.30 か月分とするとされていることには賛成できません。これによって平均年間給与は 57,000 円の減額となります。月例給が 2 年続けての据え置き、特別給は前年の 0.05 ヶ月引き下げに続いて 0.15 ヶ月の引き下げとなります。

日本共産党県会議員団として、以下 2 つの理由から、条例案に示された県職員の特別給＝期末・勤勉手当の引き下げに反対致します。

第一に 新型コロナウイルス感染症や災害対応などで前年度に引き続き、職員一人当たりの時間外勤務が増加、月 80 時間を超える時間外勤務を行った職員の割合も前年度に比べ増加している中での 2 年連続の「期末手当」の引き下げになっていることです。

人事委員会の報告では「特に令和元年度には、職員全体の時間外勤務が前年度より大幅に増加したため、対策を強化する必要がある」としながら、令和 2 年度も前述したように更に状況を悪化させ、「職員の健康上のリスクが憂慮される」とまで言及されています。増大する業務量に対しては、抜本的な人員体制の強化が不可欠だということを申し添えます。

第二に コロナ禍で落ち込んだ地域経済に与える影響、民間給与への影響をより慎重に判断する必要に迫られているということです。今、求められているのは給料を引き上げて購買力を高めて景気回復を図ることです。地方経済においては、公務員給与の引き下げが民間給与の引き下げにつながる悪循環も指摘されており、更なる景気後退の引き金にもつながりかねません。

以上、現場の労働実態からみても、コロナ禍での景気対策の観点からみても、県職員の特別給＝期末・勤勉手当を引き下げることには、賛成できません。激務の中、公務労働に従事されている県職員、お一人お一人が、使命感と誇りを持って、働き甲斐を感じながら業務にあたっていただくためにも、県議会として県職員の「期末手当」の引き下げに反対されることを議員の皆さまに呼びかけて討論とします。

ご清聴、ありがとうございました。

以上